

議案第 12 号

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す  
る条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和63年野  
田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1廃棄物減量等推進員の項中「担当する世帯数に300円を乗じた額」  
を「12,000円に担当する世帯数50世帯までごとに10,000円を加  
えた額」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 提案理由

廃棄物減量等推進員の報酬の算定方法を見直すため、非常勤特別職の職員の報酬に関する規定を整備しようとするものである。

## 参考資料

### 野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

- 野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和63年野田市条例第3号）

改 正 案		現 行	
別表第1(第2条第1項)		別表第1(第2条第1項)	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)	(略)	(略)	(略)
廃棄物減量等推進員	年額 <u>12,000円</u> に担当する世帯数50世帯までごとに10,000円をえた額	廃棄物減量等推進員	年額 担当する世帯数に300円を乗じた額
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	